

海外留学奨学生募集要項

(2013年)

公益財団法人 竹中育英会
TAKENAKA SCHOLARSHIP FOUNDATION

■ 竹中育英会設立の動機

本会の設立は創設者であり初代理事長である竹中藤右衛門氏の意志によるものである。

昭和 34 (1959) 年、当時 竹中工務店 相談役 であった藤右衛門氏が、父祖の事業を継承して満 60 年を迎えたとき、“永い間、建築一筋に生き抜くことができたのは、竹中の努力精進だけによるものではない。一般社会から理解され、信頼され、暖かく見守って頂いたからである。このような恩恵に感謝せずにはおれない。何とかして、世のためになる仕事がしたい。”と述懐した。この「世のため人のために利益を社会に還元したい。」という氏の強い理念が本会設立の契機となったものである。

■ 事業内容

本会は、昭和 36 年 12 月 20 日文部省から財団法人の設立認可を受け、その後平成 24 年 4 月 1 日内閣府より新たに認定を受けた公益財団法人であり、事業は以下の三事業に大別される。

- (1) 学生及び生徒に対する学資金の給与、学生寮の設置運営
- (2) 研究助成金の交付、学校教育設備の助成
- (3) 文化及び芸術の振興を目的とする事業の実施及び支援

■ 奨学金制度の基本精神

- (1) 奨学生は真摯に学業に専心し、人間形成に励むよう努める。
- (2) 奨学生の専攻科目は本人の自由とする。
- (3) 奨学金返済義務はない。
- (4) 奨学生が学業を修了した後の進路については、本人の自由とする。
- (5) 奨学生は、有為な人物となって社会に貢献することが期待される。

本会はこれらの基本精神に適った学生に対し、学資金を援助するものである。

■ 留学支援制度の創設

本会は昭和 36 年の創立以来、上記方針のもとに国内の大学生・大学院生を対象に育英事業を展開してきたが、創立 50 周年の記念の年に当たる平成 23 年、支援の対象を海外の大学への留学を志望する学生にも拡大し、広く国際的舞台で活躍できる学生の育成に努めることとした。

奨学生額と募集人数

1 募集対象者及び募集人数

- ・海外の大学院への留学生 3名

2 奨学生額

- ・海外留学支援奨学生として、
 - ①授業料等大学納付金として250万円を上限とする実費
 - ②滞在費・渡航費等に充当するものとして年額200万円を上限とする費用の合計金額を状況に応じて支給する。

3 支給期間

- ・最初の2年間を確定とし、最長、留学先大学の学位取得のための最短修業年限までとする。(修士号取得の場合は2年、博士号取得の場合は5年以内)
- ・修士課程から博士課程に進学する場合、また当初から修業年限2年を超える課程に進学する場合は2年を終える時点で、それまでの学習・研究成果、今後の計画等を聴取し、支給延長の可否について決定する。

4 支給方法

- ・年1回、日本国内の本人の銀行口座に直接振り込む。

奨学生となるための必要条件

5 国籍および人物についての基準

- ・日本国籍を有し、留学のための志操堅固、学力優秀で、将来社会のそれぞれの分野でグローバルな人材として活躍することが期待される創造力・行動力に富む者。

6 健康についての基準

- ・心身共に健康で海外における留学生活に堪え、将来、社会に出ても十分活動できる見込みがある者。

7 学業成績に関する基準

- ・大学における学業成績が次の基準を満たし、更に学業の発展向上が期待できる者。

《参考値》下記の値が85点以上であることがのぞましい。

$$(優の単位数 \times 3) + (良の単位数 \times 2) + (可の単位数 \times 1)$$

_____ × 100

$$(全単位数 \times 3)$$

※(注) 優=100~80点、良=79~70点、可=69~60点

8 家計についての基準

- ・経済的事由によって留学費用の支弁に支障のある者。

《参考値》

本人が属する世帯の税込み年収の合計を把握し選考時の参考とする。

- ※) 世帯の税込み年収：①両親が共働きの場合はその合計金額とする。
②年金年収等がある場合はそれも含める。

9 募集対象大学

- ・本会の定める大学の大学・大学院に在学中もしくは卒業（修了）見込みの者。

10 留学先における学位の取得と専攻

- ・留学により、海外の大学で修士・博士の学位取得を目指す者であること。
- ・自然科学およびその応用分野（理学、工学、医学、農学等）を優先する。

11 語学力

- ・留学先での研究に十分な語学力を有していること [TOEFL PBT 570点以上 (iBT 88点以上)] の英語コミュニケーション能力。
- ・留学先に受け入れ基準がある場合はそれを満たしていること。

12 年齢

- ・大学院修士課程留学者は、原則として申請時において27歳以下、博士課程留学者は同30歳以下とする。

13 その他

- ・他の民間奨学団体との併願は認めるが、重複受給はできない。

出願手続きおよび選考

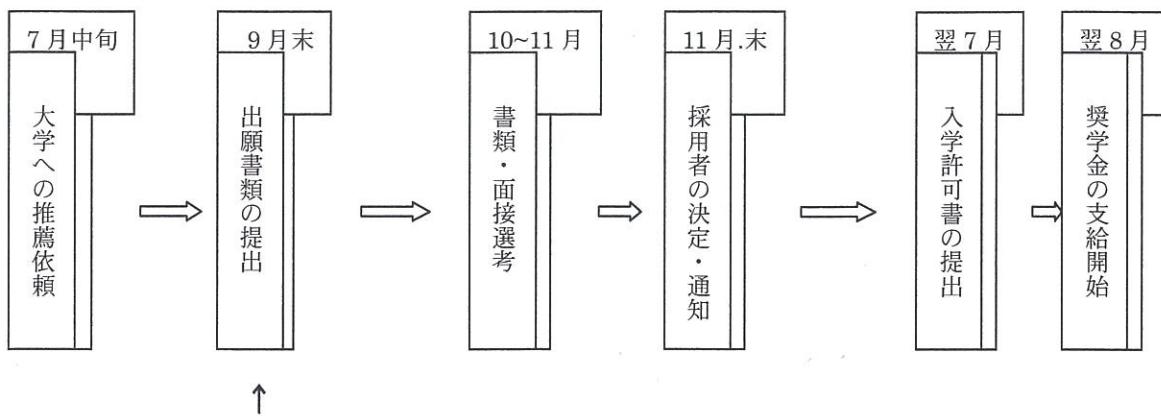
14 出願の手続き

- ・本会の海外留学支援制度に応募しようとする者は、以下の書類を整え申請しなければならない。
 - (1) 竹中育英会海外留学生願書
 - (2) 卒業(予定)大学または修了(予定)大学院の推薦書
 - (3) 卒業(予定)大学または修了(予定)大学院の成績証明書
 - (4) 語学力を証明する書類
 - (5) 健康診断書(1ヶ月以内のもの)
 - (6) 住民票(本人のみにても可)
 - (7) 留学先大学の合格証明書・受入証明書等(決定後でも可)
 - (8) 留学先大学の授業料等大学納付額を証明する書類(決定後でも可)

15 選考方法

- ・提出された願書に基づいて、次の順序で奨学生を選定する。
 - (1) 本会の奨学生選考委員会が書類（第一次審査）、ならびに面接（第二次審査）を行う。
 - (2) 選定の結果は推薦校を経て出願者に通知する。

16 募集から採用までの流れ



奨学生の義務

17 誓約義務

- ・奨学生に選定された旨の通知を受けたときは、速やかに本会所定の誓約書を提出する。

18 報告義務

- ・奨学生は次の事項について報告する。

(1) 学業成績

年度毎に大学発行の成績またはそれに準ずるものにより報告する。

(2) 研究進捗状況、研究成果

①留学期間中1年に1度、研究・学習の進捗状況をまとめ報告する。(方法は別途に指示する)

②修士課程または博士課程修了時に、研究成果の概要を報告する。(同)

(3) 次の事項については遅延なく報告すること。

①休学・復学・転学等の場合。(大学の証明を要する)

②保護者または保証人を変更しようとする場合。

③本人、保護者、保証人の身分、住所その他に変動があった場合。

(4) 奨学金の受領

奨学金の給付を受けたときは、その都度、受領書用紙(適宜)に本人の自筆署名および届け出の印鑑押捺後、本会事務局宛に電子メールまたはFAXにて送付すること。

19 行事参加の義務

- ・新奨学生歓迎会、卒業奨学生歓送会等の学生相互の親睦と、本会関係者・奨学生OBとの交流を目的とした行事に可能な限り参加すること。

奨学金給付の打ち切り、休止

20 次の各号の一つに該当すると認められたときは給付を打切りまたは休止するものとする。

- 給付打切り：(1) 傷病のため、就学・研究の見込みを失ったとき。
(2) 退学したとき。
(3) 学業成績が低下し、または性行が不良となったとき。
(4) 国費留学や日本学術振興会等より多額の援助をうけることになったとき。
(5) 他の企業・団体から学資金の給付を受けることになったとき。
(6) 休学の事由が不適切であるとき。
- 給付休止：(7) 休止することが適当と認められたとき。(傷病による一時休学等)
(8) 第18項の報告義務を理由なく怠ったとき。
(9) その他奨学生として不適当となったとき。

■ 本件に関する問合せ先：

竹中育英会東京事務局；〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-14-5 千駄ヶ谷インテス10階

電話；03-3796-3880、FAX；03-3796-8150 担当 斎藤

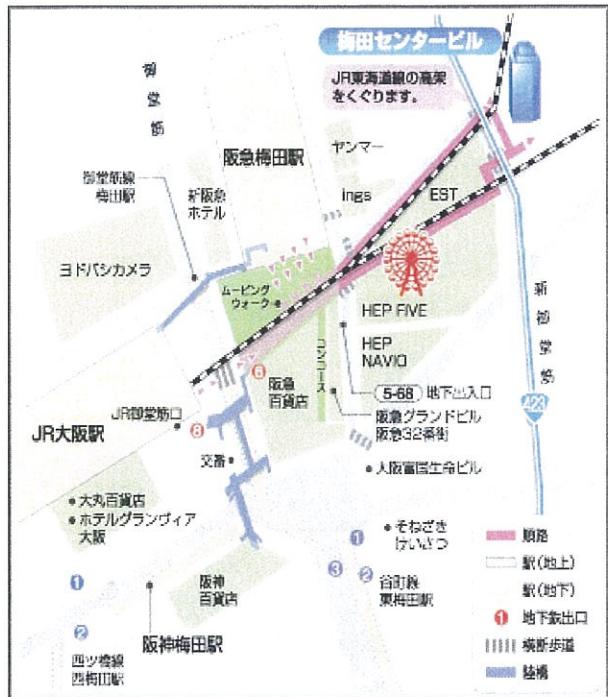
E-mail；ikueikai.tky@takenaka.co.jp

竹中育英会大阪事務局；〒530-0015 大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル31階

電話；06-6263-5637、FAX；06-6263-5786 担当 山本

E-mail；ikueikai.osk@takenaka.co.jp

公益財団法人 竹中育英会 所在地



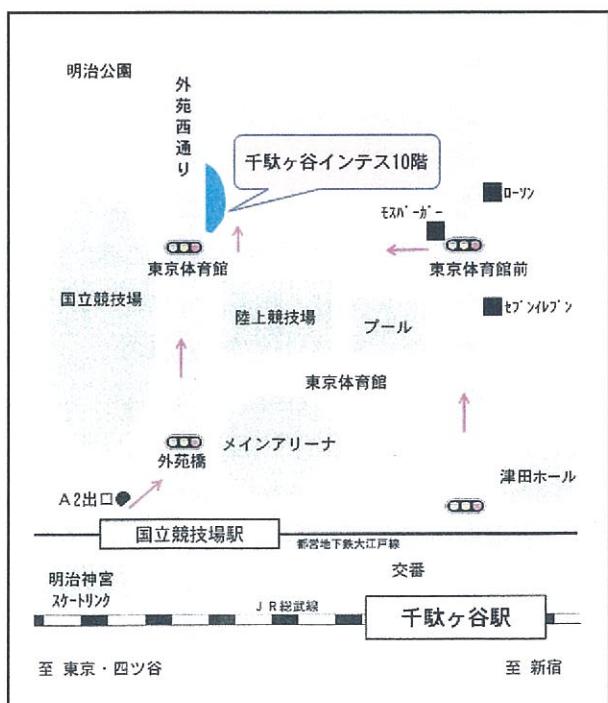
【大阪事務局】

〒530-0015
大阪市北区中崎西 2-4-12
梅田センタービル 31階

TEL : 06-6263-5637
FAX : 06-6263-5786

《交通機関》
阪急電車「梅田」駅より
JR「大阪」駅より

徒歩 10 分
徒歩 15 分



【東京事務局】

〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 1-14-5
千駄ヶ谷インテス 10 階 (半円形のガラス張りのビル)

TEL : 03-3796-3880
FAX : 03-3796-8150

《交通機関》
JR総武線「千駄ヶ谷」駅より 徒歩 10 分
地下鉄大江戸線「国立競技場」駅より 徒歩 8 分
(A2出口)